



山形労発基 0714 第 1 号
令和 8 年 7 月 14 日

山形地方最低賃金審議会
会 長 本 間 佳 子 殿

山 形 労 働 局 長
島 田 博 和

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、山形県最低賃金（昭和 55 年山形労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いします。